

次期一般廃棄物最終処分場
建設候補地調査検討業務

仕 様 書

令和3年9月

第1章 総則

1. 業務の目的

長野広域連合（以下「本連合」という。）は、これまでの検討により次期一般廃棄物最終処分場（以下「次期処分場」という。）建設候補地を5か所程度抽出したところである。そこで、本業務は、この複数候補地の環境的・社会的・技術的・経済的影響の比較検討及び評価を行い、安全性や信頼性を考慮した次期処分場建設候補地の絞り込みを行うものである。

本業務の実施に当たっては、設置予定の委員会の意見を反映させるとともに、透明性・公開性を保ちながら住民との相互理解を図るものとする。

また、本業務は次期処分場建設候補地選定のため、調査検討、コンサルタント業務及び委員会の運営支援を行うものであり、もって、本連合の計画する施設建設の推進を図ることを目的とする。

2. 適用の範囲

本仕様書は、「次期一般廃棄物最終処分場建設候補地調査検討業務」に適用し、受託者は、この仕様書に記載されていない事項等については、本連合と協議の上、これを行うものとする。

3. 業務の履行期間

契約締結の翌日から令和5年3月31日までとする。

4. 業務の概要

本業務の概要は、以下のとおり。

(1) 委託業務名

次期一般廃棄物最終処分場建設候補地調査検討業務

(2) 対象地域

長野広域連合管内（小布施町を除く）8市町村の中から抽出された5か所程度の候補地及びその周辺地域とする。ただし、その周辺市町村においても関連する情報等の収集を行うものとする。

(3) 計画対象施設及び計画規模

計画対象施設 : 管理型一般廃棄物最終処分場

計画規模 : 埋立容量 18 万 m³ 程度

(4) 業務内容

次期処分場建設候補地の選定に係る調査検討業務

「ごみ処理施設整備計画等専門委員会」の運営支援業務

5. 管理技術者、照査技術者及び担当技術者

(1) 受託者は、本業務における管理技術者、照査技術者及び担当技術者を定め、本連合に届けるものとする。

(2) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとし、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者でなければならない。また、管理技術者とは別に照査技術者を

定めるものとする。

- (3) 管理技術者及び照査技術者は、技術士法に定める技術士（衛生工学部門：廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）又は RCCM（前述の部門に該当するもの）の資格を有する者とする。なお、保有資格の証明証の写しを提出することとする。
- (4) 管理技術者は、平成 13 年度以降に完了した業務において、国又は地方公共団体発注の廃棄物処理施設に係る基本構想、基本計画策定業務又は適地選定調査業務実績があること。なお、業務実績一覧表を提出することとする。
- (5) 担当技術者は、上記(3)に定める資格を有する又は上記(4)の実績がある者とする。なお、保有資格の証明証の写し又は業務実績一覧表を提出することとする。また、担当技術者とは別に照査技術者を定めるものとする。

6. 提出書類等

受託者は、次の書類を遅延なく提出するものとする。

- (1) 着手時提出書類
 - ア 業務着手届
 - イ 工程表
 - ウ 管理技術者届、照査技術者及び担当技術者届（経歴書添付）
- (2) 業務完了時提出書類
 - ア 業務完了届
 - イ 成果品
 - ウ 業務に関わる資料、データ、図書等

7. 資料の貸与等

本業務の遂行上調査すべき事項は、受託者が行うものとするが、既調査資料または文献等、本連合が保有しているもので、業務の遂行上必要なものについて貸与する。

受託者が資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し、本連合に提出するものとし、貸与された資料は、業務完了時にすべて返却するものとする。

8. 業務管理

- (1) 受託者は、契約後速やかに業務計画を作成し、本連合の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (3) 協議、打合せ事項は、すべて議事録を作成して本連合に提出しなければならない。

9. 関係法令等の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「同施行令」、「同施行規則」、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版」をはじめ、関係する法令・規格等を遵守しなければならない。

10. 秘密及び中立性の保持

受託者は、本業務の遂行によって知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

11. 留意事項

- (1) 受託者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、あるいは協議を求められた場合は、その対応を行うものとする。
- (2) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

12. 検査

- (1) 受託者は、業務遂行後、所定の手続きを経て本連合の検査を受けなければならない。
- (2) 本業務は、本連合の検査合格をもって完了とする。なお、納品後に成果品に記入漏れ、誤り等不備が発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正しなければならない。

13. 疑義の解決

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合、受託者は本連合と十分な打合せ又は協議を行い、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

14. 成果品

受託者は、委託期間の完了日までに下記の成果品を提出するものとする。

なお、成果品はあらかじめ本連合と内容について協議、精査したものとし、作成部数は、以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) 報告書 (A 4 版製本) | 30部 |
| (2) 施設形態別パース (A 4 版) | 2 部 |
| (3) 委員会資料 (A 4 版) | 各30部 |
| (4) 地元説明会資料 (A 4 版) | 各30部 |
| (5) 業務打合せ議事録 (A 4 版) | 1 式 |
| (6) 報告書及び資料の電子ファイル (DVD-R) | 1 式 |

第2章 業務の内容

1. 次期処分場建設候補地調査検討

(1) 前提条件の整理

本連合の建設する次期処分場の概要及び施設建設に至る経過等、施設建設に係わる下記の事項を前提条件とする。

- 長野地域ごみ処理広域化基本計画及び上位計画の内容
- 循環型社会形成推進地域計画の内容
- 候補地5か所程度の抽出経緯と内容
- 次期処分場の内容
埋立廃棄物質、施設規模(埋立容量)他
- その他必要事項

(2) 基本方針の立案

本業務を実施するにあたっての基本方針（実施コンセプト、重視すべき項目等）、候補地選定作業の進め方を立案する。

(3) 既存資料等の把握

候補地の地形・地質、現況土地利用、自然環境、交通アクセス等の情報について、既存資料、ヒアリング等から整理して把握する。

(4) 現地踏査

候補地の現地踏査を行い、現況を把握するとともにその調査結果について取りまとめる。

現地踏査は、既存資料からは知ることができない具体的情報把握を目的とし、5か所程度の候補地から施設構想案を作成する際の具体的な施設配置をイメージして実施する。

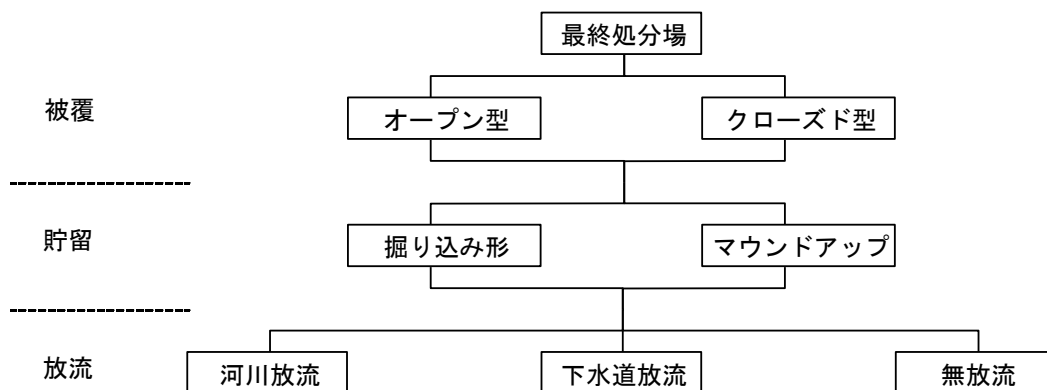
また、重要な動植物の生息可能性、地滑り地形等の保全すべき対象の有無を確認するために、施設計画だけでなく動植物等の環境、地質・地下水の専門技術者としての専門的視点からも踏査を実施する。

(5) 施設構想案の作成

ア 施設構想案の検討

各候補地について施設形態を検討し、施設構想案を作成する。検討に当たっては、特に、遮水構造、浸出水処理システム、放流先等を配慮する。

施設形態としては、大きく下図のように区分できるが、候補地によって、これらの施設形態の特徴等も異なってくることが考えられるため、施設構想はオープン型とクローズド型(被覆型)の2ケースを想定したものとする。



イ 施設構想案の作成

アの施設構想案について、概略図面、概略数量、概算工事費、維持管理費、概略条件等を作成する。

(6) 候補地の評価・選定

ア 評価手法の検討

候補地を評価するにあたっては、評価を数値により表すことの可能な手法の選定を行う。具体的な例としては、客観性が保たれる方法として、VE（バリュー・エンジニアリング）の評価技法の1つでもあるAHP法（階層分析法）等の手法を活用することも考えられる。

イ 評価項目と評価基準

評価項目は以下を基準とし、それぞれの評価項目中に対象項目を設定し、それぞれに重みづけを行うものとする。

- 運搬効率
- 埋立容量、平均埋立高
- 概算建設費
- 概算維持管理費
- 覆土用土の入手
- 環境保全対策
- 周辺土地利用計画
- 跡地利用計画
- その他

ウ 比較評価の検討

各候補地について、AHP法等によって比較評価表を作成し評価を行う。

エ 候補地の順位づけ

上記までの客観的評価点に、最も重要度の高い土地の取得、建設及び放流の同意取得などについての可能性を比較評価表に数値として加算すること及び現地踏査の結果等により、総合評価を行って候補地を選定する。選定した候補地1か所の形態別施設配置図について、住民説明会等に利用するためのイメージパースを作成する。

(7) 報告書作成

以上の検討結果をとりまとめて報告書を作成する。

(8) 打合せ・協議

打合せ・協議は、業務着手時、中間時5回、納品時の計7回程度とする。

2. ごみ処理施設整備計画等専門委員会運営支援

委員会の開催に合わせ各種の運営支援（委員への謝金、旅費・交通費別途）を行う。

(1) 委員会の概要

- 委員会運営支援 5回程度

(2) 委員会開催に係る支援

委員会に必要な応じて出席し、検討内容や資料についての説明及び助言を行う。

- 委員会における資料等の作成
- 委員会への出席及び技術説明
- 議事録の作成

以 上